

立川市教育委員会 殿

学校名 立川市立 第五 小学校
校長名 藏重 佳治 印

令和2年度 特別支援教室の教育課程について（届）

学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、特別支援教室による指導の教育課程を下記のとおりお届けします。

記

1 特別支援教室の教育目標

自立活動

- ・人間関係の形成やコミュニケーション能力の意欲や技能を身に付けさせ、日常の生活の場である、家庭、学校での適応を図る。

教科的な内容を取り扱う自立活動

- ・一人一人の特性によるつまずきや苦手なところに特化した指導を行う。

2 教育目標を達成するための基本方針

- ・個別指導計画を作成し、それに基づきながら指導を進めていく。
- ・児童の発達段階や状態に応じた指導時間を設定し、指導を行う。
- ・児童の実態に合わせて個別指導・小集団指導の指導形態で指導内容を工夫する。
- ・在籍学級担任や保護者と連絡を取り、共通理解のもとに指導を進めていく。
- ・特別支援教室専門員や在籍学級担任、特別支援教育コーディネーターの見立てや心理検査の結果をふまえ、児童の実態を把握したうえで指導を進めていく。

3 指導の重点

- ・「褒める指導」を基本とし、児童の努力や進歩を認め、自己肯定感を高める。
- ・グループ編成を工夫し、活動全体を通して、指導の効果が上がるよう努める。
- ・授業の参加が難しい原因や状況を把握し、一人一人の児童に合った方法で指導を行う。

4 その他の配慮事項

- ・在籍学級の授業観察を行い、学級における児童の実態把握と、その中での指導の手立てを特別支援教室専門員や在籍学級担任、特別支援教育コーディネーター、巡回心理士、スクールカウンセラーとともに考え、特別支援部会で諮っていく。
- ・個別指導計画等をもとにして、特別支援教室専門員や在籍学級担任、特別支援教育コーディネーターと児童について話し合い、指導の方向性を決めていく。
- ・家庭とは、児童の連絡帳、個人面談等で情報交換しながら、児童の成果や課題について連携を深める。